

令和2年2月吉日

お客様 各位

諏訪信用金庫

**「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」および「改正債権法」を踏
まえた預金規定の改定について**

平素は諏訪信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」および、2020年4月1日に施行される「民法の一部を改正する法律」（改正債権法）を踏まえ、預金規定等を一部改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 改定日

令和2年4月1日(水)

2. 対象となる預金規定等

- ①普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人用）／総合口座取引規定
- ②普通預金（決済用普通預金を含む）規定（個人・法人用）／納税準備預金規定（個人・法人用）／貯蓄預金規定（個人限定）／通知預金規定（個人・法人用）
- ③定期預金等規定集（証書用）
- ④定期預金等規定集（通帳用）／積立式期日指定定期預金規定
- ⑤財産形成預金規定集
- ⑥定期積金（スーパー積金）規定
- ⑦当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ⑧当座勘定規定（一般用）
- ⑨カード規定・法人カード規定／ICカード特約・生体認証特約／デビットカード取引規定／Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス

3. 改定内容

別紙「新旧対照表」の下線部分を追加・変更いたします。

以 上

新 旧 対 照 表

① 普通預金(決済用普通預金を含む)規定(個人用)総合口座取引規定

◆普通預金(無利息型普通預金を含む)規定(個人用)

改正後(新)	改正前(旧)
8.(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u> (略)	8.(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (略)
<u>12.(取引の制限等)</u> (1) <u>当金庫は、預金者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過したときには、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (3) <u>前項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (4) <u>3年以上利用のない預金口座は、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (5) <u>前4項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認めた場合は、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u>	(新設)
<u>13.(反社会的勢力との取引拒絶)</u> この預金口座は、後記<u>第14条第2項</u>もしくは<u>第14条</u>第3項第1号、第2号AからF、第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第14条第2項</u>もしくは<u>第14条</u>第3項第1号、第2号AからF、第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。	<u>12.(反社会的勢力との取引拒絶)</u> この預金口座は、後記<u>第13条</u>第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第13条</u>第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

<u>14.(解約等)</u> (1) (略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が前記第 11 条第 1 項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>④ 当金庫が法令等で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第 12 条第 1 項もしくは第 2 項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合</u> <u>⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>⑥ 第 12 条第 1 項から第 4 項までに定める取引の制限が 1 年以上にわたって解消されない場合</u> (略)	<u>13.(解約等)</u> (1) (略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が前記第 11 条第 1 項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (新設) (略)
<u>15.(通知等)</u> (略)	<u>14.(通知等)</u> (略)
<u>16.(保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (略)	<u>15.(保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (略)
<u>17.(規定の変更等)</u> <u>(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(新設)

◆総合口座取引規定

<u>13.(取引の制限等)</u> <u>(1) 当金庫は、預金者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(2) 日本国籍を保有せず日本に居住する預金者は、適法な在留資格</u>	(新設)
---	-------------

<u>および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過したときには、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(3) 前項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(4) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(5) 前4項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認めた場合は、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u>	
<u>14. (解約等)</u> (1)(2)(略) (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでもこの取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。 ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前AからEに準ずる者 ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E.その他前AからDに準ずる行為 <u>④ 当金庫が法令等で定める本人確認等の確認を行うにあたって預</u>	<u>13. (解約等)</u> (1)(2)(略) (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでもこの取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。 ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F.その他前AからEに準ずる者 ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合 A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E.その他前AからDに準ずる行為 (新設)

<u>金者について確認した事項または第12条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合</u> <u>⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>⑥ 第13条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合</u> (略)	(略)
15. (差引計算等) (略)	14. (差引計算等) (略)
16. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u> (略)	15. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (略)
17. (譲渡、質入れの禁止) (略)	16. (譲渡、質入れの禁止) (略)
18. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)	17. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)
19. (規定の変更等) (1) <u>この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(新設)

② 普通預金(決済用普通預金を含む)規定(個人・法人用)／

納税準備預金規定(個人・法人用)／貯蓄預金規定(個人限定)／通知預金規定(個人・法人用)

◆普通預金(決済用普通預金を含む)、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定

改正後(新)	改正前(旧)
2. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u> (略)	2. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (略)

<u>7.(規定の変更等)</u> <u>(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(新設)
---	------

③ 定期預金等規定集(証書用)

◆期日指定定期預金規定

改正後(新)	改正前(旧)
2.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (略)	2.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (略)

◆自動継続期日指定定期預金規定

3.(利息) (1)(2)(3)(4)(略) (5) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (略)	3.(利息) (1)(2)(3)(4)(略) (5) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (略)
--	---

◆自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

2.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息と	2.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利
---	---

の差額を清算します。 (略)	払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)
------------------------------	--

◆自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

2.(利息) (1)(2)(3)(略) (4) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)	2.(利息) (1)(2)(3)(略) (4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)
--	---

◆自由金利型定期預金規定(大口定期預金)

2.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)	2.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)
--	---

◆自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)

2.(利息) (1)(2)(3)(略) (4) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)	2.(利息) (1)(2)(3)(略) (4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)
---	--

◆変動金利定期預金規定

3.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息は次のとおり支払います。 (略)	3.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息は次のとおり支払います。 (略)
---	--

◆自動継続変動金利定期預金規定

3.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息は次のとおり支払います。 (略)	3.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息は次のとおり支払います。 (略)
---	--

◆定期預金共通規定

2.(反社会的勢力との取引拒絶等) (1) この預金は、本条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE<u>もしくは第4条第5項</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE<u>もしくは第4条第5項</u>の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。	2.(反社会的勢力との取引拒絶) (1) この預金は、本条第2項第1号、第2号 A から F および第3号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項第1号、第2号 A から F または第3号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。
3.(取引の制限等) (1) <u>当金庫は、預金者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過したときには、当金庫は、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (3) <u>前項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (4) <u>前3項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u>	(新設)

4.(預金の解約、書替継続) <u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。 (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。 (4) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。 <u>(5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、解約する際の利息は、各定期預金規定の中途解約利率に関する定めを準用するものとします。</u> <u>① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u> <u>② この預金の預金者が後記第 9 条第 1 項に違反した場合</u> <u>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および当金庫が預金者と適切な取引を行うために預金者に提出をお願いした預金者に関する情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</u> <u>⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>⑥ 第 3 条第 1 項から第 3 項までに定める取引等の制限が 1 年以上にわたって解消されない場合</u>	3.(預金の解約、書替継続) (新設) (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。 (2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。 (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。 (新設)
5.(届出事項の変更、証書の再発行等) (略)	4.(届出事項の変更、証書の再発行等) (略)
6.(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届け</u>	5.(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

<u>ください。</u> (略)	(略)
<u>7.</u> (印鑑照合) (略)	<u>6.</u> (印鑑照合) (略)
<u>8.</u> (盗難証書を用いた解約または書替継続による払戻し等) (略)	<u>7.</u> (盗難証書を用いた解約または書替継続による払戻し等) (略)
<u>9.</u> (譲渡、質入れの禁止) (略)	<u>8.</u> (譲渡、質入れの禁止) (略)
<u>10.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)	<u>9.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)
<u>11.</u> (通知等) <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>	(新設)
<u>12.</u> (規定の変更等) <u>(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(新設)

④ 定期預金等規定集(通帳用)／積立式期日指定定期預金規定

◆期日指定定期預金規定

改正後(新)	改正前(旧)
3.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u> その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (略)	3.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u> その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (略)

◆自動継続期日指定定期預金規定

4.(利息) (1)(2)(3)(4)(略) (5) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u> その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。	4.(利息) (1)(2)(3)(4)(略) (5) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u> その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
---	--

(略)	(略)
-----	-----

◆自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

2.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)	2.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)
--	---

◆自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

2.(利息) (1)(2)(3) (略) (4) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)	2.(利息) (1)(2)(3) (略) (4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)
---	--

◆自由金利型定期預金規定(大口定期預金)

2.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)	2.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)
---	--

◆自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

2.(利息) (1)(2)(3) (略) (4) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)	2.(利息) (1)(2)(3) (略) (4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 (略)
--	---

◆変動金利定期預金規定

3.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には</u>、その利息は次のとおり支払います。 (略)	3.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には</u>、その利息は次のとおり支払います。 (略)
--	---

◆自動継続変動金利定期預金規定

3.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には</u>、その利息は次のとおり支払います。 (略)	3.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には</u>、その利息は次のとおり支払います。 (略)
--	---

◆積立式期日指定定期預金規定

5.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には</u>、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (略)	5.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には</u>、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (略)
---	---

◆定期預金共通規定

2.(反社会的勢力との取引拒絶等) (1) この預金は、本条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE<u>もしくは第4条第5項</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE<u>もしくは第4条第5項</u>の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお	2.(反社会的勢力との取引拒絶) (1) この預金は、本条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。
---	---

断りするものとします。 (略)	(略)
<u>3.(取引の制限等)</u> (1) <u>当金庫は、預金者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (2) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過したときには、当金庫は、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (3) <u>前項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。</u> (4) <u>前3項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u>	(新設)
<u>4.(預金の解約、書替継続)</u> (1) <u>この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。 (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。 (4) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。 (5) <u>次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、解約する際の利息は、各定</u>	<u>3.(預金の解約、書替継続)</u> (新設) (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。 (2) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。 (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。 (新設)

<u>期預金規定の中途解約利率に関する定めを準用するものとします。</u> <u>① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u> <u>② この預金の預金者が後記第 9 条第 1 項に違反した場合</u> <u>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および当金庫が預金者と適切な取引を行うために預金者に提出をお願いした預金者に関する情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</u> <u>⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>⑥ 第 3 条第 1 項から第 3 項までに定める取引等の制限が 1 年以上にわたって解消されない場合</u>	
<u>5.(届出事項の変更、証書の再発行等)</u> (略)	<u>4.(届出事項の変更、証書の再発行等)</u> (略)
<u>6.(成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u> (略)	<u>5.(成年後見人等の届出)</u> (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (略)
<u>7.(印鑑照合)</u> (略)	<u>6.(印鑑照合)</u> (略)
<u>8.(盗難証書を用いた解約または書替継続による払戻し等)</u> (略)	<u>7.(盗難証書を用いた解約または書替継続による払戻し等)</u> (略)
<u>9.(譲渡、質入れの禁止)</u> (略)	<u>8.(譲渡、質入れの禁止)</u> (略)
<u>10.(保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (略)	<u>9.(保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (略)
<u>11.(通知等)</u> <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>	(新設)
<u>12.(規定の変更等)</u> <u>(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することに</u>	(新設)

より、変更できるものとします。	
(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。	

⑤ 財産形成預金規定集

◆財形期日指定定期預金規定

改正後(新)	改正前(旧)
4.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>この預金を後記第5条第1項および「財産形成預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、</u>その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 (略)	4.(利息) (1)(2)(略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および後記「財産形成預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合、</u>その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 (略)
5.(預金の解約、書替継続) <u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。 (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円単位で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。 ① 解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。 ② 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものからとします。 ③ 預入日(継続したときは最後の継続日)からの日数が同じ預金がある場合は、金額の大きいものから解約します。 (4) 前記(3)において最後に解約することになった預金については、次により解約します。 ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額 ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額 A.その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円 B.その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額	5.(預金の解約、書替継続) (新設) (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。 (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円単位で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。 ① 解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。 ② 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものからとします。 ③ 預入日(継続したときは最後の継続日)からの日数が同じ預金がある場合は、金額の大きいものから解約します。 (3) 前記(2)において最後に解約することになった預金については、次により解約します。 ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額 ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額 A.その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円 B.その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

◆財形年金預金規定

4.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>この預金を後記第5条第1項および「財産形成預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には</u>、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 (略)	4.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および後記「財産形成預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合</u>、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 (略)
5.(預金の解約) <u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> <u>(2)</u> この預金を前記3. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。 この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。	5.(預金の解約) (新設) <u>やむをえない事由により</u>、この預金を前記3. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。 この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

◆財形住宅預金規定

4.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>この預金を後記第5条第1項および「財産形成預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には</u>、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 (略)	4.(利息) (1)(2) (略) (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および後記「財産形成預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合</u>、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。 (略)
5.(預金の解約) <u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> <u>(2)</u> この預金を前記3. の支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。	5.(預金の解約) (新設) <u>やむをえない事由により</u>、この預金を前記3. の支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

◆財産形成預金共通規定

4.(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に</u>	4.(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
--	--

<u>お届けください。</u> (略)	(略)
<u>10.(通知等)</u> <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>	(新設)
<u>11.(規定の変更等)</u> <u>(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(新設)

⑥ 定期積金(スーパー積金)規定

◆定期積金(スーパー積金)規定

改正後(新)	改正前(旧)
<u>8.(取引の制限等)</u> <u>(1) 当金庫は、積金契約者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、積金契約者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、掛金の払込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する積金契約者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過したときには、当金庫は、掛金の払込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(3) 前項の各種確認や資料提出の求めに対する積金契約者の対応、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、掛金の払込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(4) 3年以上利用のない口座は、掛金の払込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>(5) 前4項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認めた場合は、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u>	(新設)

<u>9.</u>(反社会的勢力との取引拒絶等) (1) この積金は、本条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE <u>もしくは第10条第3項</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE <u>もしくは第10条第3項</u>の一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。 (略)	<u>8.</u>(反社会的勢力との取引拒絶) (1) この積金は、本条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。 (略)
<u>10.</u>(解約) (1)(2) (略) <u>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u> <u>① この積金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金契約の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u> <u>② この積金の積金契約者が第15条第1項に違反した場合</u> <u>③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>④ 当金庫が法令等で定める本人確認等の確認を行うにあたって積金契約者について確認した事項または第8条第1項もしくは第2項の定めにもとづき積金契約者が回答または届出た事項について、積金契約者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合</u> <u>⑤ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>⑥ 第8条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合</u>	<u>9.</u>(解約) (1)(2) (略) (新設)
<u>11.</u>(届出事項の変更、証書の再発行等) (略)	<u>10.</u>(届出事項の変更、証書の再発行等) (略)
<u>12.</u>(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、利用者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u> (略)	<u>11.</u>(成年後見人等の届出)。 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (略)
<u>13.</u>(印鑑照合) (略)	<u>12.</u>(印鑑照合) (略)
<u>14.</u>(盗難証書を用いた解約による払戻し等)	<u>13.</u>(盗難証書を用いた解約による払戻し等)

(略)	(略)
<u>15.(譲渡、質入れの禁止)</u> (略)	<u>14.(譲渡、質入れの禁止)</u> (略)
<u>16.(保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</u> (略)	<u>15.(保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</u> (略)
<u>17.(通知等)</u> <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>	(新設)
<u>18.(規定の変更等)</u> <u>(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(新設)

⑦ 当座勘定規定(専用約束手形口用)

◆当座勘定規定(専用約束手形口用)

改正後(新)	改正前(旧)
第 14 条(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。</u> (略)	第 14 条(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (略)
第 26 条(通知等) <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>	(新設)
<u>第 27 条(規定の変更等)</u> <u>(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(新設)

⑧ 当座勘定規定（一般用）

◆当座勘定規定（一般用）

改正後（新）	改正前（旧）
<u>第 23 条（取引の制限等）</u> <u>（1）当金庫は、預金者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>（2）日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過したときには、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>（3）前項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>（4）3 年以上利用のない預金口座は、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u> <u>（5）前 4 項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認めた場合は、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u>	（新設）
<u>第 24 条（反社会的勢力との取引拒絶）</u> 当座勘定は、後記第 25 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条第 2 項の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	第 23 条（反社会的勢力との取引拒絶） 当座勘定は、後記第 24 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 24 条第 2 項の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。
<u>第 25 条（解約等）</u> （1）（略） （2）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた責任については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を	第 24 条（解約） （1）（略） （2）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた責任については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を

経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前 A から E に準ずる者 ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を棄損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前 A から D に準ずる行為 <u>④ 当金庫が法令等で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第 23 条第 1 項もしくは第 2 項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合</u> <u>⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>⑥ 第 23 条第 1 項から第 4 項までに定める取引の制限が 1 年以上にわたって解消されない場合</u> (3) (4) (略)	経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前 A から E に準ずる者 ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を棄損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前 A から D に準ずる行為 (新設) (3) (4) (略)
第 26 条(取引終了後の処理) (略)	第 25 条(取引終了後の処理) (略)
第 27 条(手形交換所規則による取扱い) (略)	第 26 条(手形交換所規則による取扱い) (略)
第 28 条(個人信用情報センターへの登録) (略)	第 27 条(個人信用情報センターへの登録) (略)
第 29 条(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届	第 28 条(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てく

出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。</u> (略)	ださい。 (略)
第 30 条(保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)	第 29 条(保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)
<u>第 31 条(通知等)</u> <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>	(新設)
<u>第 32 条(規定の変更等)</u> (1) <u>この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(新設)

⑨ カード規定・法人カード規定／IC カード特約・生体認証特約

デビットカード取引規定／Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

◆デビットカード取引規定

改正後(新)	改正前(旧)
第 1 章 デビットカード取引規定 1.適用範囲 (略) ① <u>日本電子決済推進機構</u>(以下「<u>機構</u>」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、<u>機構</u>に直接加盟店として登録され、<u>機構</u>の会員である、または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)<u>但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</u> ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下、「<u>間接加盟店</u>」といいます。)<u>。但し、規約所定の間接加盟店の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</u> ③ 規約を承認のうえ<u>機構</u>に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「<u>組合事業加盟店</u>」といいます。)<u>但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</u>	(新設) 1.適用範囲 (略) ① <u>日本デビットカード推進協議会</u>(以下「<u>協議会</u>」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、<u>協議会</u>に直接加盟店として登録され、<u>協議会</u>の会員である、または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。) ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人 ③ 規約を承認のうえ<u>協議会</u>に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

3.デビットカード取引契約等 <u>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。</u> <u>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u> ① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。<u>なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u> ② <u>加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u> <u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u>	3.デビットカード取引契約等 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当金庫に<u>対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</u> (新設)
4.預金の復元等 (略) (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。	4.預金の復元等 (略) (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、<u>本条第1項</u>から前項に準じて取扱うものとします。
5.読替規定 (略) カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは、「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、<u>同規定第8条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、</u>同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるもの	5.読替規定 (略) カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは、「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第9条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

とします。	
<u>第2章 規定の変更</u> <u>1.規定の変更等</u> (1) この規定の各条項<u>その他条件</u>は、金融情勢その他諸般の状況の<u>変化</u>その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページ</u>その他相当の方法で<u>変更内容及び変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める<u>相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(新設)

◆Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定

8.規定の変更等 (1) この規定の各条項<u>その他条件</u>は、金融情勢その他諸般の状況の<u>変化</u>その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページ</u>その他相当の方法で<u>変更内容及び変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める<u>相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	8.規定の変更等 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の<u>変化</u>その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める <u>1ヶ月以上</u>の<u>相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u>
---	--

以 上